第４章

総合的かつ効果的な啓発の実施

１　総合的かつ効果的な啓発

（１）　人権課題全般の周知

県民が親しみをもって参加できる、人権啓発イベントの実施や人権全般を対象とした冊子の作成・配付などの啓発活動の実施により、県民の人権課題全般に対する関心や理解の底上げを図るための啓発を行います。

また、人権課題は社会の変化に伴って新たに生起し、又は顕在化するものであるため、第３章で示した類型に該当しない人権問題についても、的確に状況の把握を行い、関係部署と連携して速やかに対応するなど、それぞれの問題状況に応じて、その解決に資する啓発等の取組を進めます。

人権諸条約の審査において、差別を受けやすい特定の属性が存在していることを前提に、複数の属性が重複することに起因して、複合的又は加重的な形態の差別を受けるといったいわゆる「複合差別」の問題が指摘されています。特定の個人に複数の属性が重複すると、より深刻な差別を受けることや、差別を受けた場合の救済方法が個別の属性に応じたものとして設定されているため、救済にたどり着かないといった問題があります。こうした、いわゆる複合差別の観点を踏まえ、特定の個人に複数の属性が重複することによって差別や困難さが複雑化・深刻化することについて、周知し、理解促進を行います。

（２）　情報の共有と活用

広島県人権施策推進協議会等の場で共有した人権啓発の情報を元に、好事例を活用することで取組を充実させていきます。

また、人権に関する意識調査などの統計データを活用し、効果的・効率的に理解を深めてもらうような取組を進めていきます。

（３）　多様な手法による啓発の実施

県民に対して、より効果的に人権尊重の理念の重要性を伝えるため、新聞・雑誌・テレビ・ラジオのマスメディアやホームページ、ソーシャルメディアなどについて、特性を十分考慮し、その効用を最大限に活用するとともに、地元のスポーツチームと連携した広報活動など、多様な手法による啓発を継続的に粘り強く実施します。

関連指標	現状	目標	備考
様々な人権課題について、人権を尊重することが大切だと思う人の割合	― （Ｒ８調査予定）	80.0% ［R12］	「安心▷誇り▷挑戦ひろしまビジョンアクションプラン」より

２　人材育成

（１）　人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等

県職員に対しては、「広島県人権問題職場研修実施要綱」に基づき職場研修を実施するとともに、広島県自治総合研修センターにおいても人権に関する研修を実施します。

市町職員、教職員、警察職員、消防職員、医療・保健・福祉関係者などに対しては、それぞれが実施する研修等のための教材やプログラムを提供するなど各実施主体による取組に対して支援します。

また、「ビジネスと人権」の取組に関し、企業にも人権尊重の責任があるとされていること、このような責任は業種や企業規模、職種を問わず求められることを踏まえ、民間企業などの事業所で人権啓発を担当する職員に向け、必要な知識を習得するための研修の実施や、人権研修に活用できる人権啓発ＤＶＤの貸出や啓発冊子の提供等による支援を行います。

３　プランの推進体制

（１）　関係機関との連携

広島県人権教育・啓発指針（平成 14 年 5 月 14 日決定）に基づく施策を総合的かつ効果的に推進するため、広島県人権施策推進協議会※1において、人権啓発活動の企画・実施等について情報共有や意見交換を行うとともに、県内市町及び広島県人権啓発活動ネットワーク協議会※2と連携・協力します。

※１　広島県人権施策推進協議会：庁内の部局及び行政委員会で構成された組織

※２　広島県人権啓発活動ネットワーク協議会：広島法務局、広島県、広島市、広島県人権擁護委員連合会、社会福祉法人広島県社会福祉協議会及び社会福祉法人広島市社会福祉協議会で構成された組織

（２）　フォローアップ及び見直し

本プランに基づく施策について、成果指標・関連指標や取組実績により実施状況を毎年度点検し、その結果をとりまとめ、県ホームページ等において県民に公表します。併せて、広島県人権施策推進協議会において、点検で判明した課題や取組実績等を共有し、課題の改善に向けた対応や好事例の活用など、本計画のフォローアップを行っていきます。

また、人権をめぐる諸状況の把握に努めるとともに、社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向などを考慮し、新たな課題についても適切に対応する必要があることから、適宜、状況を踏まえながら、それぞれの取組に反映していきます。